

1  
105

昭和二十九年七月九日(全)

# 人口問題審議会

## 第三回 第二部會議事速記録

於共濟會館

共  
卷

全

卷

卷之三

卷之三

卷

人

人口問題審議会才三回才二部會議事速記錄

昭和二十九年七月九日(金)

於共濟會館

一  
二  
三  
開  
會  
午後一時五十五分

出席者(五十音順)

会長  
委員  
午後三時四十二分

亨宏

會長代理  
午後三時四十二分

三

福寺下黒永井村  
田尾条次

邦琢康潤

三磨庵

季 貢

専門委員

幹

事

館 吉 石 川 田 小 山 館 古 北 岡 宮 松

田 井 瀬 上 山 口 屋 阿 崎 崎 崎 岡

信 健 辰 正 進 次 芳 寿 文 太 駒

稔 邦 喬 治 雄 善 稔 雄 一 規 一 吉

(代理) (代理)

その他政府関係者

田 堀

中

秀

惟 賞（代理）

人口問題審議会

第三回 第二部会

午後一時五十五分開会

○永井部会長　これからオ三回のオニ部会を開会いたします。

たいへん間が中斷いたしましたが、やつと参考案を提出する運びになりました。人口問題研究会の人口問題対策委員会と家族計画の問題を取り上げてあります。そのときに特別委員長を寺尾博士にお願いして、館君がその起草の任に当られまして、そしてやつと成案ができましたので特別委員会の議に付しまして、まだ私どもの総会の議には付してございません。従つてまだ研究会の一つの案ではありません。こちらの方へは参考案としておまわしをしたのであります。それで一通り起草の任に当られた館君から御説明を伺つて、この参考案を土台にしてここで御審議をお願いし、大体皆さんの空氣を察して起草委員会で書いていだく。今日の最後にその起草委員をお願いするよう互々連びにいたしますが、まずオ一に館さんから参考案のできました要旨を

ひとつお話を聞きます。

○館専門委員 ただいま部会長から御説明がございましたが、人口問題研究会の人口対策委員会の第二特別委員会で一応やりました成案につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

その前にお手元におまわしいたしました印刷物が数種類にわたっておりますので、簡単にどの印刷物がどんなものかということを御説明させていただきたいと存じます。お手元におまわしいたしました印刷物の中で、「人口対策としての家族計画の普及に関する決議」という一番表記印刷物がございますが、これが二部会の決議の主文でございます。それからもう一つは肩に「参考」と書きました、「人口対策としての家族計画の普及に関する決議説明資料」という活版刷りの紙用じの印刷物がございます。これがただいまの主文に対する説明書きました説明資料でございます。それから今度は謄写刷りの表記印刷物で「人口対策としての家族計画に関する参考資料」というのがございます。この「人口対策としての家族計画に関する参考資料」と申しますの

がいわば中間案のようなものでありまして、幹事がとりまとめたものでございます。  
それからいま一つ、やはり謄写印刷物で本日お手元にありますといたしましたものでござりますが、「人口対策としての家族計画に関する参考統計資料」というのがござります。これは対策委員会の方の審議にあたりまして統計資料として作成いたしましたものをそのまま印刷し直しまして本日ここに持つて参りました。それからいま一つは、綴書きの謄写刷りの印刷物で「家族計画と関係法規抜萃」というのがござります。これは優生保健法を中心として関係法規をまとめたものでござりまするが、関係法規ばかりでなしに、受胎調節に関する国議決定でござりますとか、高齢化は最近の後は御説明申し上げますが、厚生省の薬務局長の通牒に至るまで資料としてまとめましたものでございます。

それでは一番最初に申し上げました若版刷りの一冊芸術議の主文について、活版刷りの参考資料の方の御参考を煩わしながら要旨を拾つて御説明申し上げたいと存じます。まず前回の部会で要旨を一応説明させていたたいてござりますが、その

ときにはまだこの文書がまとまっておりません。大体この前に御説明申し上げたところを中心といたしまして文書にいたしましたものがこれでございます。まず最初に委員会で問題となりました点は、政策として人口増加を調整するかどうかという一番の根本問題でございます。その点につきましてはこの前にも御説明申し上げましたように、現在の日本の状態では、人口増加の速度あるいは人口増加自体が人々の支持力の基礎でありますところの経済力の拡大ということを不しき阻害していく。こういう見地に立ちまして、政策として人口増加を調整する必要があるという結論に到達いたしましたのでございます。この点に同意いたしましては「参考」と書きまして参考資料の二十九ページのところに、この前に出ました御意見をとりまとめで要約をしておいたのでございます。

まづ第一の問題は、政策として人口増加を調整することが必要であるという結論に到達いたしました。人口増加その 자체が人口を養う力の拡大を阻害しているという見地に立つたものでございます。

それからその次の問題は、人口増加を調整する場合に考えらねます。とは出生を調整するということと、それから海外移住をほぐるということとの二つが問題になつて参ります。そこでこの出生の調整と海外移住という二つの問題についておまじけ、海外移住に専念いたしましては、海外移住というものが人口増加を調整するという意義よりもさらに大きさを意義を持つてゐる。こういうことを認めますとともに、現在の海外移住の見通しどよび人口増加を調整するということについてどれだけの効果があるかといふ点にあつては疑わしい。こういうふうに考えて参りました。従いましてただいまのよつな見地から、海外移住につきましては別途にこれを審議することが適当であるという結論に到達いたしました。海外移住につきましてはやはりこのオニ特別委員会におきまして別途御審議をいたすことになりました。ここでは海外移住については、海外移住が何々の意味を持つてあることは明らかであるけれども、人口増加を調整するという効果についてはあまり大きなものは期待できない。こういうところから海外移住につきましてはこの決議の中にはこれ以上触れられておらないのであ

ります、この海外移住の趣旨につきましては、やはり参考資料の二十九ページのことろに御意見の大要をまとめておいたのでございます。

大体ただいま御説明申し上げましたのが平元の決議の主文の九ページオーバラグラフの要旨であります。九ページのバラグラフは「我が國過剰人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。人口増加の調整はかかつて出生調整と海外移住とにある。」しこういうふうに書かれました趣旨はその点にあるのであります。オニ番目のバラグラフはこれを受けまして、海外移住についてのただいま申し上げました要旨を要約いたしてあります。海外移住はただに人口政策の見地ばかりではなしに種々の重要な意義をもつことはいうまでもないが、この特別委員会においては、この問題については、別途にこれを審議することとする。と書かれました趣旨はただいま申し上げたところにあるのでございます。

その次に問題となつて参りまする点は、出生調整をはかるという政策が人口増加を調整するという点において持つてある意義でありますか、これは一言で申しますなら

ば将来の日本の人口増加を決定する要素というのは、死亡率よりもむしろ出生率がどこまで下るかということが将来の人口増加を決定する鍵である。こういうようを見地から出生調整の方策を人口増加を調整する方策の主眼として取上げて行く。こういうこととて相なつたわけでございます。この将来の人口増加を決定する要素といたまして、死亡率と出生率との問題につきましては参考資料の二十七ページの下の方に具体的に資料でこの点が示されてあります。なお同一の趣旨が参考資料の三十ページのところに若干うたわれてあるのござります。

それからその次の問題は、出生調整の方策をとることといたしますならばどういう出生調整の方策がとらるべきかということがその次に向問題になつたわけでございます。その点についてこの決議の趣旨は家族計画の普及を促進するという政策をとることによつて出生の調整方策とする、こういうことでございます。さらにその場合に問題になりますことは、家族計画というものをどう定義いたしまして、家族計画といふものの性質をどういうふうに考えて行くかということでございます。その点につきましては

九ページの本文の十三番目のパラグラフが家族計画ということの定義を要約したものでございます、この点につきましてもいろいろの御意見が出たのでございますが、結局要約されまして定義がこの九ページの本文の十三パラグラフでございまして、朗読をいたしまするならば「出生調整の基礎は、家庭の生活水準及び健康の保持向上を目的として、各夫婦が自由かつ自主的に、子女の数及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある。家族計画の手段は、受胎調節によるべきであつて、墮胎、人工妊娠中絶及び人工不妊の乱用を極力防止しなければならない。」大体この一筋がこの決議において定義せられたる家族計画の定義の骨子でございます、さらにこの定義が家族計画の定義といったしまして、手段としての受胎調節をとつてゐることも多くを申し上げるまでもないかと存ずるのでございますが、なお手段の点につきましては後にもう一度触れさせていただきことになりますが、たしまして、ここではこれくらいにいたします。ただいま申し述べました定義につきましては、参考資料の三十一ページから三十二ページのところにかけまして、定義の概

略とそれから家族計画自体の性質につきまして御意見を要約してあるのでござります。  
そこでただいままで申し述べましたところによりまして、出生調整の方策といたしま  
しては家族計画の普及を促進する政策をとることでございまして、その家族計  
画を定義したわけでございます。

その次に問題となりますことは、家族計画を政策としてとることについていろいろ  
の反対論がございます。その反対論を一々検討いたしまして、その結論といたしま  
して、いろいろの反対論が出ましたか、その反対論が指摘しておりますところの弊  
害はむしろ政策としてこれをとることによつて防止され得る、こういう見地から反対  
論を批判いたしましてこういう結論に到達いたしましたのでござります。これらの反対  
論につきましては、参考資料の方の三十一ページから三十三ページにかけて反対  
論を一々列記いたしまして、これに対しても出ました御批判の意見を要約しておいたの  
であります。

これらの反対論の要実はこの前に御説明いたしましたことと大差ないのですがございま

すが、もう一度出ました反対論の要矣だけを拾いますならば、まず第一に人口の増加  
というものが無条件に國力の源泉であるといつたような重商主義的な考え方はどちら  
かといふことと、それからもう一つは、いわゆる風俗の頗廢あるいは道徳的な頗廢と  
いうことを指摘される点があるのですから、もしろこれらの点は自然のなり行き  
に受胎調節の普及を放任いたしますよりも、家族計画の思想に立脚いたしました政策  
として採用されました方がその危険が防止される。こういう見地でございます。それ  
からオミの反対論は、いわゆる出生を調整するという手段が人為的で不自然な手段で  
あつて、これは家庭生の幸福を破壊する、こういう御意見でございましたが、現象  
的にただいままで調べてある範囲内においては、そのような弊害は健全なる受胎調節  
に関する限り認められないと見いだして、この反対論をとつてあらないのでございま  
す。それからその次の反対論がいわゆる逆淘汰説というもので要約される反対論でござ  
ります。この点につきましては、いろいろと御意見が出たのでござりますが、結局に  
おきまして現在逆淘汰説というものが出生調節それ自体を否定してあるのではない、

むしろこれらの受胎調節が自然に放任された形において普及する場合に弊害が出るの  
であつて、逆淘汰説が指摘してある点はその点を指摘してあるのである、従つて逆淘  
汰説その 자체は出生調節を否定してはいなし、むしろ認めているのだ、こういうふう  
に解釈するのであります。たゞもう一つの問題は、社会的に受胎調節の普及をするこ  
とが最も望ましいような階層には自然のままではなかなか行き届かないぞ、むしろそ  
れほど必要でない階層にこれが普及するという事実は十分にわかつてゐる、従つてこ  
の点につきましてはむしろ自然のままで放任いたしますよりも、政策としてこれ  
をとりまして、眞に必要とされる階層に普及するよう努めた方がむしろ合理的であ  
り、むしろ反対論の指摘されるような弊害を未然に防ぐことになる、こういう結論に  
到達をしたのでござります、それから第五番目の反対論は、いわゆる政策として国家  
の権力が家庭生活の内部まで干渉することはいけないという反対論でござります。こ  
れらの反対論につきましては、先ほどの家族計画の定義の中にも明らかにうたわれて  
あります、ように、各御夫婦が自由かつ自主的につこの手段を取り入れまして、家庭生活の

内部に干渉するような普及の政策は考えておらない。こういうことでございます。ただどうして家族計画の考えてあるところを実現しないか、そういうものの考え方を普及することを根底とするか、こういうような点からいたしましてあなた反対論を五つ掲げまして、それに対する一々の批判を行いました上で家族計画をただいま申述べました。ようやく定義づけまして、そうしてこれを出生調整の政策として取上げるということになつたわけでございます。

その次の問題は、それでは家族計画の手段が何であるかということがその次の問題でございます。しかしそれの場合にここでは広くなつてあるのであつて、家族計画の手段が何であるかということを問題にしなければならぬのでございますが、それ自体が日本の特殊事情でございまして、国情にあきましては必然的に家族計画が受胎調節と結びついている。ところが日本では現在必ずしもこれが理論的にも結びついておらないというところから、手段としての受胎調節と、それから家族計画との關係につきましていろいろの御意見が出たのでございます。その要旨につきましては、参考資料の三

十三ページのところに「家族計画と受胎調節」という見出しが設けてございますが  
その三十三ページの「家族計画と受胎調節」の見出しのところから三十六ページのと  
ころにかけまして、出ました御意見の要旨をとりまとめてあるわけでございます。こ  
の手段として受胎調節をとるという点に問題いたしまして墮胎公認論の立場を否定し  
てあるのでござります。その場合にいわゆる人工妊娠中絶がどの程度に母胎の生命と  
健康を害するかということにつきまして確定的で材料はございませんけれども、少く  
とも人工妊娠中絶が受胎をもしろそのままで促進するということが母胎の生命や健康  
を害するところのナマンスが多くなるということは当然容認されなければならぬ、  
こういうよつて見地から、主眼といたしまして家族計画は受胎調節をとるということ  
を明らかにしたのございます。

それから出生調整の方策として家族計画の普及を促進するという政策をとるにあた  
りまして、いま一つの問題は、現在すでに政府は受胎調節の普及の政策をとり、また  
普及の運動が行われているのごあります。これとそれからこの決議において考え方

れでありますところの家族計画の普及を政策としてとることなどゝの点が違うか  
ということが問題でございます。この点に問題いたしましては、現在の受胎調節の普  
及政策が母性保護ということを目的としてあることと、従いまして勢い重点が  
受胎調節という一つの技術の普及の政策になつてゐる。この二つの点にかんがみまし  
てこの決議においてとらました家族計画の普及を促進するという政策は、目的が人  
口政策にあるわけでございまして、受胎調節という手段の普及は申すに及ばず、さら  
にその一つの根本的なものの考え方といたしまして、家族計画という理念を普及して  
行こう、こういう点にあしまして現行の受胎調節の普及政策とは違つたものである。  
こういう立場に立つてあるのでございます。これらの現行の受胎調節普及政策につき  
ましては、お手元の資料の「家族計画の開保法規抜粋」というの中四十ページ  
から五十九ページにかけまして、現在の受胎調節普及政策の基礎になりましたところ  
の閣議決定の文章と、それからこれに基いて厚生省の方でつくりましたところの受胎  
調節普及要領及び普及実施要領の細目等を編集してここにまとめたのでございます。

この点をござるいといたしましてもただいま申し上げましたところの趣旨がおのずから  
明らかであろうかと思うのでござります。そこでただいま申し述べましたところを要  
約いたしまして、決議九ペーパーの主文の第四番目のパラグラフにあきまして「ここに  
かんがみ、政府はすみやかに、総合的人口的対策の一環として、家族計画実践の普  
及を推進徹底せしめる極力適切なる方策を確立実施することが必要である。」これが  
をだいま申し述べたような面からいたしまして決議の一つの結論にならゆげでござい  
ます。

それからその次のパラグラフにおきまして、ただいま簡単に申し述べました現在行  
われてありますところの受胎調節の普及政策との関連をとりまとめてあるゆげでござ  
いまして、ただいま申し上げたところを要約いたしたものでございますが、朗読いた  
しますならば、「現行優生保護法は母性保護の見地から、一方、人工妊娠中絶に関す  
る規定を設けるとともに、他方、受胎調節の指導及び普及に関する規定を設けている。  
また、現在政府は、人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響において考慮すべき点がある

の”かかる影響を排除するため受胎調節の普及を行う必要があるとして、母性保護の見地から受胎調節普及政策をとっている。これ等母性保護の見地からする受胎調節普及政策は、その歴史的意義を認めにやがてはないと、人口対策の見地よりみれば遺憾な点が少くないし、またその効果にも自ら限界があるものと思われる。これら等の諸政策は、総合的な人口対策の一環として統合されてはじめて遺憾なきを期し得るものと考える。しこういうふうに述べられてあるのでござりますが、ここで遺憾な点があるとか、あるいは現在の受胎調節の普及策に一つの限界がある、こういう表現は現われてありますところの御意見曰、をだいま申し述べましたように母性の保護という見地からだけの政策ではやがて行き詰まりはしないか。あるいはまた受胎調節の普及という一つの技術の普及政策にあのずから重点が置かれて、人口政策的な目的がはつきりとしていないということは、すでに現在の第一線の受胎調節の指導の任に当つた人々自体がこれを感じているところであるというような御意見も出でいたのでございます。

まあまた総合的な人口対策の一環として考えることは、すでに現在生産年令  
人口が激増するという問題も控えてあるわけでございますし、人口問題研究会の人口  
対策委員会といいたしましては、この問題を主として第一特別委員会において取扱つて  
あるのでございます。従いましてこゆうの生産年令人口の激増といふことと、それか  
ら受胎調節とがどういうふうに結びついていけるのか、あるいはまた現在出生率は下り、  
死亡率が下って寿命が延びるということになりますれば、あのずから人口が老年化す  
るという傾向が現れまして参ります。これらの老年化する傾向を受胎調節及び家族計画  
の普及ということとがどういう関連を持つて来るが、こういうようなことはやはり人  
口政策として総合的な人口対策の一環として考えらて初めてその意義を持つて来る  
こういうことに相なると思うのでございます。主としてこゆうの実からいたしまして、  
広く人口対策の一環として人口対策の普及を政策としてとるべきだ、こういうことに  
相なると思うのであります。

そこで実は今まで申し述べました実が主眼でございますが、要するに現在の日本

の状況のもとにあいては人口増加を調整する必要がある。人口増加の調整策といいたしましては、出生の調整策が最も有効である。その出生調整の方策といいたしましては家族計画の普及促進の政策をとるということ、これに積極的に便宜を与えますとともに、これに対する反対論を排除いたしまして、総合的な人口対策の一環として家族計画の普及という方策をとるべきである。こういうことに帰着するかと思うのでござります。

それからさらに決議は、ただいま申し述べましたようち受胎調節、家族計画の普及政策がとられるにあたりまして特に注意されるべき点につきまして、これを箇条書きにして列記してあるのございます。それが十ページから十二ページにかけてのところござります。一応朗読いたしますならば、まづ第一点は「家族計画を普及する政策は、人口対策としてのその目的を明らかにし、家族計画の理念の普及徹底をはかり、単なる受胎調節技術の指導に終始してはならない、がんらい家族計画の理念は近代的合理主義に基く生活態度であるから、それは人口対策を目標とする生活指導であるべ

きである。しこういうのが第一の留意事項でございまして、この留意事項の中で特徴とされてあります実は、はつさりと人口対策として家族計画の普及の政策をとるべきであるということと、家族計画の理念を根底として普及政策をとることと、それからいま一つは、これらの政策がほんとうに取上げられまして、そうして一般の人の中にとけ込んで身について行かなければならぬいわけでござります。ところが家族計画という一つのものの考え方は、近代的な合理主義に基きますところの一つの文化的な生活態度である。こりうふうに考えまして、それは現実の指導によつて生活の中にとけ込まして行かなければ、ほんとうに身について普及はできないといふところから、特に生活指導という部が設けられてあるのでございます。

それから第二項といいたしまして、「家族計画の普及は勢のあもむくまさにこれを放任するがほ」とかく眞にこれを必要とする階層に容易に普及しない傾があるから、特にこのような階層に普及するよう指導上留意するとともに受胎調節手段の無償または廉価配布の実現に努力する必要がある。殊に生活保護法の適用を受けた家庭に対しては、

受胎調節手段の無償配布を行い、また、国民健康保険その他の社会保険の給付として、受胎調節手段を配布し得るよう措置することが望ましい。」このことは先ほど御説明いたしましたを並淘汰という立場からする反対論にも二点ある矣でござりまするし、現実に西ヨーロッパの文明国が経験いたしました事実でもございますので、特に真に必要とされる階層に普及することを政策として考へるということを一箇条設けたゆげでござります。なお並淘汰説に対しましてはこのヤニ項とそれから最後のヤ十三項におさまして優生学的考慮といふことを述べてあるのでございまして、この並淘汰説に対しましては二項と十三項とが関連して来ることになるわけでござります。

それから今度はヤ三項といをしまして「一箇に、都市に比べて農村においては家族計画の普及が一そつ困難であるから、特に農村における家族計画の普及を促進する二と力める必要がある。」これは現在の受胎調節普及の実情にかんがみまして、特に一項目を掲げられてあるわけでござります。

それから次四番目には「都市において、地域的集団指導が必要であるこというまで

もないが、特に工場、錦山等における職域的集団指導に努める必要がある。」これは  
現に最近におさしまして始められてありますところの錦山についての指導あるいはま  
た工場についての指導といつたような職域的集団指導が非常な効果をあげつつある  
というような事情にもかんがみまして、地域集団に対する指導ばかりでなしに、こう  
いう職域的集団の指導の仕方ということについて指摘をしてあるわけでござります。  
それから廿五項は「受胎調節普及の現状にかんがみ、特に妻の年令三十オ未満の夫  
婦について家族計画の普及を促進することに努めることが必要である。さらには、結婚  
の時からこれを指導する方針をとるべきである。」これは現在の受胎調節の現状にか  
んがみまして一項を差し引いたわけでございます。

それから六項といたしましては「保健所、優生保護相談所、その他一切の指導機  
関並びに指導者の養成訓練の拡充強化をはかるとともに、特に民間指導機関の積極的  
協力を促し、現在の指導組織上の摩擦や制限を調整し、家族計画指導普及組織の強化  
拡充に努めらる必要がある。」これは現在の目的をもつて組織されてありますところの

受胎調節普及の組織からさらに一層拡充強化いたしまして、また現在あります。ただいま見らるるところの助産所等を当らして行こう、こういう趣旨でございます。をどその中で特に具体的な事例いたしまして問題となりましたのは、特に助産婦が実際のオーランの指導いたしますにあたりまして器具はこれを取扱うことができるのでござりますが、薬事法の関係上薬品を取扱い得ないというところに現場の方からも大きな問題としていろいろの声が聞かれるのでござりまするし、またこれに即応いたしまして厚生省いたしましては薬務局長の通達をもちまして、都道府県にその取扱いについての趣旨を明らかにしてあるのでござります。お手元にさしまわしました関係法規抜粋の印刷物はたいへん見にくい印刷になりましたが、五十九ページの一一番あしまいのところであります。そこで切れでありますので、この五十九ページの一一番最後はその次のページに送るべきであつたのであります。印刷の間違いで五十九ページは一部分かかって下さいへんごうんになりにくくなつてあります。大体これがその全体のことありますし、最後に六十ページのところは薬事法の関係条文の抜粋をいた

してあいたのでございます。こういうような点にかんがみまして、まるべくこれが摩擦なしに取扱えるようだというようなことをも盛り込んでこのオ六項が掲げられておるのでございます。この点に因連いをして参考資料の方の六十ページのところに出来ました御意見を要約いたしてあるのでございます。

それからオセ項は「わが国の家庭生活の特色並びに社会の各階層における家庭生活の実態に適応した受胎調節技術に因し不断の調査研究を必要とする。」それからなお八項には「家族計画の実態に因し不斷の調査研究を行いその普及指導方案の指針としなければならない。」さらに十二ページのオ九項にあきましては「性に因する正しき知識の普及指導をはかるとともに健全な結婚及び性に関する道徳の高揚に努めなければならない。」これはいわゆる受胎調節の普及がややもすれば性道徳の頽廢に導くといつたような反対論も出てありますところから、ことにこの一項が掲げられたわけをございますし、さらにもう受胎調節を手段とする限りにあきましては、性に関するところの正しい知識というものがその実践の前提にもなるわけのございますから、あ

わせまして九項としてここに掲げられたわけござります、

それからや十項は、家族計画の本質にかんがみ、それが普及の客観的条件の成熟に留意しなければならぬ。すなはち、国民经济の高度化を推進し、国民の生活水準の向上をはかり、文化生活に対する欲望が高揚されなければならぬ。」これは従来一般に認められてありますごとく、家族計画の思想がほんとうに身につくのはこういうようないき難い客観条件の成熟したもとにあいて意味があるということで、客観条件の成熟ということにつけて一項が設けられてあるわけであります。この日この人口問題研究会の人口対策委員会といをしましては、オ一特別委員会の収容力並びに生活水準の方の特別委員会の開催事項でございまして、特にこれが掲げた次第でございます。

それからや十一項は、生産年令人口激増必至の現下のわが国においては、家族計画の普及が家計費の膨脹を緩和し、生産年令人口激増期における重要な対策の一であることを輕視してはならぬ。これはややもいをしますれば、生産年令人口の激増するといふこの方がさしあつての大きな問題であるという見地に対しまして、受胎

調節あるいは家族計画の普及政策というものがこれとは無関係ではないのであって、無関係どころかむしろ生産年令人口の激増期においては、人口対策として一つの意義を持つということを明らかにした上であります。この点に関連いたしまして参考資料の方の四十ページから四十一ページにかけまして御意見の要点を要約いたしたのでございます。

その次の第十二項は、家族計画の普及による出生率の減退が死亡率の改善と相まって、人口の老年化傾向を促進することはこれを認めなければならぬ。人口の老年化によつて生じる諸問題に対しては別途適切なる人口対策を考慮すべきである。また、人口の老年化に関する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一であることを見逃してはならない。特に問題は最後の点でございますが、人口の老年化に対する諸方策が考えられることが家族計画の普及を促進する一つの条件であることは、現在の方一線の指導書から出てある意見でございますけれども、往々にしてやはり老後に付ての心配ということが受胎調節の実践についての心理的な一つの妨げになつてあると

いうことが非常に多く一線では感ぜられる模様でございます。従来は日本では子供が親たちの老後の生活の世話をしたりた。ところが前時代的な家族制度というものは漸次崩壊をして行く。あるいはまだ死亡率が下つて寿命が延びたことによつて老後が長くなる。そこで子供はなるべく産まないようにするということになれば、一体だれが老後の世話をしてくれるのかといつたようなことが、やはり一つの問題として現場では起つてゐる模様でございます。しかもそれが最近になりまして決して軽く見るごとのぞきないような傾向であるといふふうに思われますところから、人口の老年化の傾向に対しましては別途の方策が考えられるということが受胎制節の普及を促進する一つの条件である。このように考えられるからでございます。この点に関しましては参考資料の四十一ページのところにこの要旨を要約したのでございます。

最後に十三項は「家族計画の普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口質質の積極的向上をはからなければならぬ」、人口の質質向上に関する諸方策については、別に、この特別委員会において検討する予定である。しこの人口

問題研究会の人口対策委員会のアニ特別委員会は量の調整と同時に質の向上を課題といたしてあります。開発上、資質の向上政策については別途審議することをここに掲げてあるのござります。

たいへん長くなりましてはなはだ行き届きません。説明でございましたが、またいろいろとお尋ね等をいただきまして御説明させていただきたいと思います。

○永井部会長　たいへんはつきり御説明を伺つてありがとうございました。質疑に入ります前に、今回医師会の会長の黒沢委員がお見えでありますので御紹介を申し上げます。

○黒沢委員　黒沢でございます。ハ拍手一

○永井部会長　それではこの前オニ回の部会のときに大体の家族計画に対する御意見を伺いましたから、今日は主としてたどり生館委員から御説明のありました参考案について御質疑なりあるいは御意見を承つておく、そうちたしますと起草委員会をされましたときにたいへんに御参考にならうかと思ひますので、どうかひとつ御質疑で

も御意見でも、主として参考案についてお話を願いたいと思います。

○宮崎委員 ちよつと私質問をいたしますから館さんにはみませんけれども……。私も大体こういうことであろうと思つて非常にありがたく思つてあるのでありますかナベージの政策についての2に、家族計画の普及のために放任すれば、とくに夏にこれを必要とする階層に容易に普及しない、そこで生活保護法の対象のような者、それから保険の対象のような者に無償または廉価の手段方法をやつてくれ、こうしたことあります。これが人口問題を離れて現在の受胎調節の場合でも無償問題あるいは廉価の問題は出るのでござりますが、問題は一体幾らかかるかということなんんであります。それが一つ、たとえば一千万の器具について百円当りかけたりどうかという、ようを計算をする場合において——私は在官中はしばしばこの問題をいろいろ議論をしたのであります。個人々々にしてみると百円の金でも、國から考えますと十億という金が出て来る。そこで國家財政の見地から行くと、それが生きるのかどうか、全然死ぬ金ではないか、どの程度生きる金であるかと、いうことが問題にちるわけであ

りますが、しかし人口問題としての受胎調節をやるという場合にあってそれくらいの金は問題ではないのじやないかということになれば、それもその通りでありますて、私は決して反対をするのはありませんが、一体一人について手段は幾らかかるのか、それから措置をする経費はどのくらいかかるのか、それはどの範囲でどの程度に見積もつたらいいのかということが一つ。

それから社会保険のことが問題でありますて、國民健康保険にいたしましても、それから普通の健康保険にいたしましても医療を中心でありますて、病気になつた者を直すということに主体があつて、それ以外の問題はいわゆる獎勵的な措置としてやつてある。ところが医療問題は今日において自分の会計ではまかない切れないので、いわゆる保険料をとつてそれでまたうにははなはだ荷物が大き過ぎるというのが現在の状況でございます。そこで医療以外に社会保険を広げて行くには国庫がこれを負担しなければならない。そうしなければ現在の労働者や事業主が負担することはむずかしい。しかし人口問題というものは家族の問題であつて、家族の病気はそれでもなくなる。事

業主は家族手当はいらなくなる。社会保険、全体から見ると、それは保険としてはいいのだといつて說は出ますけれども、現在の日本の社会保険として医療問題は今火がついているような状態の際でありますので、具体的にこれを持ち出すときには、それはついでにどのくらい金がかかるか、ことに国民健康保険はそうでありますか、どのくらい金がかかつて、それで国庫がいかにてこ入りますかというような問題が實際問題としてはあるだろうと思うのです。そういう意味でこういう問題はほかのことではなくして厚生省の問題でもありますので、よく厚生省なり、公衆衛生局なり、保険局なりの実際の数字あるいは今後の方針等も内部的にひとつ御検討願えればけつこうである、また御検討あればこれもけつこうである、こういうことを貰うがてらお願ひ申し上げます。

○館專内委員　ただいまたいへんいい御注意をいただきました、特に手段の無償あるいは廉価配布の点に問題いたしましては私の説明の足りなかつたところもあるのでございますが、お二項に二本建に書きめてあるのでございまして、特にこの生活保護

法の対象であるとかいうふうに限定しませんで、一般に指導上特に家族計画の普及の  
必要のところへはなるべく安く配れるよう、あるいは無償で配れるようなどいうこ  
とが一つと、殊にしというふうにバラクラフをわけまして、そこで生活保護法の対象  
と、それから国民健康保険その他の社会保険の対象とを書きわけまして、そうしてこ  
れらの生活保護法の適用を受けてある者と、それから国民健康保険その他の社会保険  
の対象等につきましては、これはひとつ保険給付としてなり、あるいは生活保護法の  
適用を受けてある者については特に無償配布が必要だという趣旨をいわしたものであ  
りまして、たゞいま宮崎委員から御指摘がございましたように、これは具体的な金額  
の計算ということがこれを実現するためには一つの大きな問題になると考えられるの  
でございまして、この点につきましては逐次話が具体的になりますに従いまして、私  
の方で材料をとりまとめて計算をしてみたいたいと思ってあります。ただ材料  
も決して十分でございませんで、特に生活保護法の適用を受けてある者につきまして  
は一応の年令構成がわかるだけで、実は出生、出産等につきましては直接にはまだわ

かうない点もござりますので、計算上こういった材料をなるべく整えていと考へてある次第でございます。

それからなあもう一つ、このキニ賣ばかりではございませんで、全体の、特に一二、三の箇条書きの点でございますが、これは特にどの一つをということではなくしてこれらの十三項目があ互いに関連しまして、実現して行くということを期待してあるわけでございます。

なあもう一つ御注意のございましては、一つの現在の社会保険体系の理念と申しますか、理論の問題が一つと、実際上の金額の問題と、二つの点があると思いまして、一応は保険局の方へ事務当局の方でも御検討いたやすくつに願いはしてあるのでございます。たゞへん保険局の方とされましても興味のある問題だけにあ考えになつてあるようございますので、保険局の方でも事務的に御検討が進むと存じます。なおまた理論的にも社会保険体系の中にこの給付を入れるというこにつきましては委員の先生方のお知恵を借りてこちらでも考える点があろうかと思

うあります。実際上の運びにつきましては御指摘の通り医療中心があり、また医療上の処置だけでもすでに問題になつておるのでござりますから、この点につきましては基礎理論を反省いたしまして、その上に具体的な計算をつけて事務的にも連絡をいたしたいと考えてある次第でございます。

○ 古屋専門委員 私内輪で相談してつくつた仲間でありますけれども、ときどき出でたり出なかつたりいたしまして、わからぬところで歩か歩しありますから負担しますが家族計画を人口政策の立場から取上げなくてはならなくなつた、またそれがどうしまも今日必要だということで、こういうふうなことになつたわけであります。つまり、わかりやすく言えば、従来は母体の保護、それからせいぜいここに書いてありますように家族の生活水準の低下を防ぐ、そういう立場からのみでやつておつたわけではありますか、これじやどうしてもいけないもつと広い、大きな国の立場、あるいは民族の立場から家族計画というものを取上げなきやならぬ、もう一やん再検討し、新しい理念をそこに盛り込んで努力にこまを国民に推進する必要があるということじ

やないか、委員長私はそういうふうに存じてあるのであります。しかしこの決議をす  
つと読んでおましても、夫婦が自由かつ自主的に、子女の数及び出生間隔を合理  
的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある、とある。  
それからあとは、中絶を乱用してはいかぬというようなことや、こまかいことも出て  
来ますが、どの理窟そのものは一体どこに根柢を置いてそなへばならないの  
であるか、家族計画を特に今日普及し存ければならない理由はどこにあるか、といふこ  
とが、どこにも明らかに書いてないよう思うのですがどうなんでしょう。

○寺尾委員 実際はもう少し家族計画というものの自体が今までの産児調節とどう違う  
か、そこからほんとうにはつきりとして行かなきやならぬと思うのです。産児調節と  
いうのは大体技術的な面に重点を置いた言葉だろうと思いますが、広い意味での産児  
調節ならば、たとえば日本でも徳川時代あたり非常に盛人に行われてゐる、しかし  
あいう場合の産児調節は、生活方面にかける、何といいますか建設的な面は何もなく  
て、いわば貧困あるいは災害、そういうものに押し出されてやむをえずやつたといふ

非常な悲惨なくらしが産物だと思われるのですあります。家族計画などうではなくて、生活を建てて行く、建設して行くという、非常に文化的な建設的な意図が先にあつて、産児調節といものを單にその手段として使つて行く、その意味において昔の産児調節といふものとは理念的に非常に違つところがなくちやぢらぬ。そういう理念を持つものが家族計画だ、私たちはそう考えるのですありますか、そこを実はもう少しはつきりと記う必要があるんじやないかと思うのです。そうしませんと家族計画と今までの産児調節とが混同されてしまうおそれがある。ところが家族計画といふのは理念的に申せばさうですけれども、現在の日本で、それは実際にそういういた意味の家族計画が行われてあるのかといふと、実はまだ疑問だうと思ひます。いわば非常に追つかれられて、ことに敗戦後の窮屈した社会で急に産児調節自体が手段として使われて自由になつたのですから、いわば窮屈した生活に合せるためにやつこゆくといふ昔の徳川時代のような傾向色彩がまだ多分にあるだろうと思うのです。ですからこれはもう少し社会そのものが安定して来ないと、ほんとうの意味の家族計画といふ

ことは無理だろうと思うのです。

○古屋専門委員 私の質問がちよつと徹底しなかつたかもしないが 私のあ穢いしたいことは、産児制限とか受胎調節とかいうことは昔から言つてあるし、それから家族計画の理念、それは今のお話の通りよくわかるのです。私の言うのはそつじやない。家族計画というのは、いつの時代でもあるのですし、やつこある人もあるのです。徳川時代でもあつたと思うのです。そうして子供の少い人は、もうちよつと産んでもらわないと農村経営などはとてもやつて行けない場合には、この百姓の一家には産むことか家庭計画であり、そういう家庭計画は今日でも昔でも田舎にはある。ただそれをもつと合理的にやることはけつこうだし、それがわかりますが、私の言うのは、日本がこれだけ切迫して非常な齊滅に当面しており、生産年令人口の増加により年々七十万・八十万の人々に職業を与えなきやならぬという非常なあそろしさに襲われてゐる今日、をだ家族計画を徹底しなんといふようなことでいいのかということなのです。私の言ひたいのは、家族計画にもいろいろな場合がある、調節する場合もあるう

し、小やす場合もあらうが、しかし今日の家族計画は、遠い将来の人口はどうなる、こうなると、ということはあえて向やない。そういうことを今言うのは誤解を起すし、また遠い将来の人口政策といつても永久不變なものがあるはずがない。今日のこの切迫した五年・十年の人口政策を論じてある場合に家族計画を取上げることとに、合理的に自己の意思によって出生を調節しようというよくな意旨をいまさら徹底させる性要があるかというかです。調整にはかやす方と減らす方とあるが、かやす方はなろべくやめてほしいと、いうことを強く言うことが必要じやないか。それがどこに出てあるかということなのです。僕の具体的に言いたいことは、それを言わぬと、ここに家族計画を取り上げた意味がはつきりせぬのじやないかと言うわけです。

○寺尾委員 家族計画の中に、場合によると家族をかやすという要素があるということはさういふ意見は相当あると思ひますけれども、しかし外国の家族計画を見ましても、それはいさかこじつけの解釈であつて、家族計画の本義は、うつちやつて置けばかえろ家族を自分の力に任せることなので、やはり家族制

限というのが本末の意味の家族計画だろうと私は思う方です。

○古屋専門委員 僕は必ずしもさう思はないのです。たとえば安藤先生のごとき、はつきりと減らすだけぢやなくふやす方も……。

○寺尾委員 されども、これは家族計画の理念じやないと思うのですが、家族といふ以上は、夫婦と子供が家族なんで、子供が一人もないというのは、いわば病気な人です。そんなのは病気して医者にかけつけの意味であつて……。

○古屋専門委員 わかりました、しかし調整の可能性があるから家族計画であつて、制限といつてしまえば家族計画といつ必要はないんじやないでしょつか、それはともかくとして、人口政策としての家族計画普及の必要ということが、僕らこの決議のどこに出ているのですか、

○館專門委員 それでは私から御説明させていただきます。実は特別委員会でも一番おおかしい点がその点にございまして、今古屋先生の御指摘になりましても、つこましても非常に御意見のわかる点であろうと思うのでございまして、御真向の第

一の点につきましては、家族計画という一つの限定を与えてあるのでございまして、  
まだいま古屋先生から御指摘になりましたように、あるいは徳川時代の家族計画、あ  
るいは原始社会の家族計画ということを考えらるかどうかということが一つの理論  
上の問題でございまして、ここでは家族計画は、いわゆる近代思想としての家族計画  
の範囲に限定したのでございます。従いまして、その点では家族計画というこの理念  
が一つの近代的な合理主義の表現であるというふうに解釈いたしまして、それから第  
二段の問題では、それでは、そういうものを家族計画の理念その自体の中に人口政策的意  
図を入れるか入れないかという問題なのでござりますが、この決議の趣旨といいたしま  
しては、家族計画の理念は一つの近代的な合理主義として与えられた客観的な事実を  
そのまま受け入れまして、これを日本的に定義づけることはいたしましたけれども、家  
族計画という理念のそれ自体の中に人口政策的理念を盛り込むことはしてあらぬいの  
であります。もしろ問題は、そういったような家庭計画という一つの客観的なものの  
普及を促進するということにこの決議の趣旨があらわれてございまして、さらにこ

の決議の趣旨といたしましては、いきなりただいま申し上げたような意味の家族計画の普及を促進するという考え方ではなしに、まず第一に、現在の日本の人口情勢からいたしまして人口増加その自体を調整することが必要であるかどうかということが先決問題になるわけでございまして、その点では現在のほうに増加して行く人口を自体が、生産年令人口が激増してあるのであるから人口の収容力を高めることが必要であることは申すまでもございませんけれども、経済の力を自体を拡大するためには人口の増加自体が一つの妨げになつてゐる、こういう考え方でございまして、従いまして人口増加それ自体が収容力の拡大を阻害する条件であるということならば、収容力を高めることだけでは意義をなしてまないわけございまして、そこでもう一つの人口政策としては根本的な方策としての意義がここにある、こういう考え方方に立脚しておるわけござります。従いまして第一のバラグラフでそれが要約したわけござります。むろん問題は、ただいま申し上げたように家族計画その自体を普及するというところに問題があるといたしますならば、人口政策としてなぜ人口増加をコント

ロールしない中はならないのが、ということに議論の根本が来るわけでございます。  
それはむしろ家族計画その自体の問題ではなしに、人口増加をどう調整するか、また  
調整すべきであるか、その根柢がどこにあるかというところに問題が歸着するわけで  
ございます。その点ではたいへん書き方は弱いのでございますが、この決議の旨意の  
二、三行で簡単にそれを見比べてあるわけでございます。ただたいへんその点がむず  
かしいのでまとめるときにも一番困つた問題でございますが、たゞ幾分御指摘の点を  
補うという趣旨からいたしまして、特に評会長の寺尾先生にも御自身で筆をおとりい  
ただきました。この参考資料の二九ページから三〇ページにかけまして、その要点を  
要約したのでございますが、この点は確かに御指摘通りに作文といふしまして、  
はなはだ弱い感を与えるかもしれないのですがござりますか、一応何と申しましようか良  
心的に御意見をフォローして書いたという程度で、この表現の弱いことは確かなので  
ございます。

○ 永井部会長

古屋さん、あくたのあつしやらふることの要は

人口対策として取

上げるならば、一国の人口にはこれまでいかぬ、自主的に統制し調整する必要がある。なぜそれがからめて、日つきり書かぬか、というところに要旨がありにならんじやないでしようか。そこまで徹底しての御意見ではありますか。

○古屋専門委員　そうですね。もう少し深いものですね。家族計画の理念の定義などをかれこれ言ってみたところで、ことに近代主義などえだこうだといふ館さんの意見を聞くことがあると、説明がうまいから、なるほどと思うような気もいたしますけれども、それはいつの時代でも、つまり古い昔をどうなくとも戦前でも家族計画の理念はあつたわけです。やはり合理主義に立脚した考え方があつたわけです。そうではなく私の言いたいのは、家族計画といつても、理念をどうやこうや言うのではなく、家族計画の中でも、つまり必要でも欲しくも何んともなくて子供をどんどん産んで制限しないところから先をいへんだぞということ、その場合に国の生産年令人口の増加あるいは社会不安とか、いろいろなものがそこへ出て来るわけですが、そういう事柄を用意する。また失業者が家庭に出たときも子供がわやみに多いときにどんなに困るかとい

うような問題も出て来るわけだが、そういうところをもつとわかりやすく、單純な言葉でもっと徹底的にやれといえど、これは人口政策として取上げたといつてもりつぱに立つかじやないでしようか。私の言いたいのはそういうことなのです。

○永井部会長　よくわかりました、それでは北岡さんこれに関連して何か御意見を。

○北岡専門委員　この決議案、この参考資料に対しましては多大の敬意を表したいのです。これだけりつけな、無難な、非常に委曲を尽した決議案をつくらる、さらに貴重な資料をつくられたことに対しまして、私は大いに敬意を表します。館君及び寺尾君に特に敬意を表します。しかし今古屋さんがいわれたようにちよつと何か足りないところがあるようだと思うのですが、なぜかというと、あまり上手に文章ができ過ぎまして一番問題になるところがちよつとはずしてあると思います。しかし一番ここで言わなければならぬことは、日本は人口過剰であるということです。ここには「過剰人口の重圧」といつてあるので、人口過剰ということは当然わかりきつたことにあるのですが、ようけ用ども、さうじやないのです。日本には少數であるけれども、日本は人口は

過剰じやないといふ意見の人もありますし、また人口過剰であると申しましても、それは實際どういうよつなわざわいを起すのかという点につきまして、ほんとうに國民が意識していらないと思うのです。この点を知りなければこそ人口政策について本腰が入つていないので、その証拠に、人口を抑制しようと言つたら、おそらく日本の識者のうち、そうですね十人のうち大人くらはすぐに反対するんじやないかと思います。人口抑制というのはほんの一例ですが、人口抑制に反対なさる方々なんですねから、これは人口過剰ということがはつきりめからない証拠です。だから、ここでは人口の重圧なんということは当然なことのように書いてあるが、これは私は非常に夷議案の欠陥であると思います。日本は人口が多い、多くてこれだけのわざわいがあるということをはつきり書かなきやぢらぬ。もとより書きますれば必ずどこからか反対が出来る。さればわかつてありますけれども、それは書きようがある。名文家の館君や赤尾君がうまく書けば反対のしそうの存いよう存上手な文章で、日本の人口過剰は非常に恐るべき事態である。近い将来にたいへんなことになる。私は私なりの意見を持つてあり

ますが、言えば反対を食ひますかう選えま事か、この二とをはつきり書かなければ大  
口審議会の重要な使命は産せられなりと思ひます。

それからオニに、人口が多いことがわかりました。それならばどうすればいいか  
ということに対して國論は二つにわかれてある。多くの人は、人口が多いから食糧增  
産だ、人口が多い、だから産業振興だ、人口が多い、だから貿易振興だ、といろく  
な案を持つてあるのです。われくは人口の過剰を防ぐには出生調整をしなければな  
らぬという考え方を持つけれども、それと言うのにはやはりもつと多くの説明がいるの  
です、ここにあるように単に「人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にあ  
る。」と一口に簡単に言えるものじやなし。この点は十分尽きなけれど、多數の國民を  
納得せしめて、なるほどそういうふうにしなければならぬという気持ちを起させる力は  
ないんじやないかと思ひます。この点につきまして人口過剰を除去するには人口の調  
整をはからなければならぬということをもつと委曲を尽さなければならぬと思ひます。  
それからオニに、どの程度の人口調整をすればいいかという人口調整に関する目標

につきまして国民は自信がない。みなやからない。これまた一層困難なことで、これ  
を言えばまた反対があるから言いませんが、聰明な館君や寺尾君がこんなことに触れ  
たくないことはもとよりわかるのでありますけれども、しかしあずからいからといって  
放棄すべきじやないだろうと思います、少くとも参考資料くらいには二、三の意見  
を書いて、こういう意見も、こういう意見も、こういう意見もあるというふうなこと  
を書いてあかなければならぬのじやないかと思うのであります。

第四点は、ここに「総合的人口対策の一環として、家族計画実践の普及を推進徹底  
せしめる強力直切なる方策を確立実施することが必要である」というような文句が  
ござりますが、内容が書いてない、総合的人口対策としてどうして徹底するか、どん  
な強力直切る方法があるか、どうして確立実施するかという内容に触れていません。  
勢いは非常に盛んなのですけれども、うすっと内容が空白であるようを感じがします。  
これにつきましてもと内容を盛つたものと書く責任があるんじゃないかと思います、  
それなり私自身案があるかと申しますと、なことはござりませんけれども、言うと

すぐに対応を食いますから遠慮するのですが、その他日本のこのよくな政策を主張します場合にはあきましては、こういうことをほんとうに実行する常設の機関を設けろといふことを主張するのが一番適切ではないかと思う。このことは、昭和二十一年三月の人口問題研究会の決議にも、昭和二十四年の人つ審議会でござりますか。あれの決議にも人口政策に関する部局を設けろということを書いてござりますが、全然あれは顧みられていないのでござりますけれども、私はこういうようなことを言う以上は、そういう実行機関をつくることを主張したりどうかと思うのであります。

私の特に申し上げたいことはその四点なのですが、そのほかの小さな点を申しますれば、決議説明資料の二九ページのところに重圧のこと者が書いてあるとあつしやろけれども、これだけじゃ一般の人はなるほどと考え方いんじやないかと思うのです、これを人口過剰がいかに恐れいかということにつきまして、これは百人の人が全部賛成する意見ではなくとも何人かがそうだと思うような意見を述べてもいいんじやないかと思うのです。

それから三一ページのところに、家族計画の反対論に対する反駁として、人口は国力の源泉であるという説を反駁してあるらしいのですけれども、これは反駁に存つてリなりと思ひます。それはそうぢろうけれども、もつと大事なものがあるというだけのことで、人口は國力の源泉であるということ自体の反駁になつていない。これはその限度及び他のファクターとの調和の問題で、ある場合にあきましては人口は國力の源泉でありましょうけれども、現在の日本のよつた状態におきましては、人口がこれ以上多くなるれば非常に弱くなる。早い話が、今日では日本ヒ一歩を用ひなくとも日本以上の制海权をとつてしまえば無条件降伏になる。イギリスのような国ならいいですが日本のような国では制海权も制空权もないのですから、その点を考えただけでも人口過剰は國力を弱くするといふことが言えると思うので、もう少し詳しくお書きになつたらどうかと思う。そのほかいろいろ意見もござりますが、思ひつきを申し上げさせていただいだ次第であります。

○ 古屋専門委員 館さんここに非常にいいてとが書いてある。参考資料四ページ

斯る生活不安は社会不安を誘發し、家族生活は重大なる脅威にさらされる憂なしとしないのである。従つて家族計画の必要性は、人間精神の復興を近代合理主義の下に復活させると共に、盲目的多産多死現象がもたらす家族の負担を輕減し、更に現在の経済的進歩を促進せしめ、一段とその發展を可能ならしめるために、人口増加速度の調整を行うという意義が含まれてゐる。『家族計画はそういう意味を持つてゐるんだといふ一項が出てゐるのですが、こういうところをよく本文に盛り込まれたらどうかということなのです。私の言いたいことは。

○館専門委員 北岡さんの御注意の点につきましてちよつと。北岡先生から御指摘のございましたのは、大体どの通りに違ひないのでござりますが、まづや一の過剰人口論でございますが、これはやニ特別委員会の方では大分議論になつたのでござりますが、どうもまだ過剰人口の定義なり見方については御意見がよく成熟していないというふうに考えまして一応こゝには書いてあらないのでござります。確かに御指摘の通りに、過剰人口の定義を積極的に取上げて行くことを、ここでは迷つてあるわけですが

ざります。どうかこの点につきましては人口問題審議会におかれましてはせひとも御検討をいただければあわせだと思ってある点でございます。

それから人口調整の目標でございますが、二水またこの対策委員会の方では、そこまでまだ成熟してありませんので、この人口調整の目標につきましては、せひとも審議会の方で特に御検討をいただきたいと考えてある次第でございます。

それから総合的な人口対策の内容につきましては、実は二水は堅苦しく申しますならば人口問題研究会の対策委員会の方では、大体特別委員会の方その他の方面が並行して進んで参りませんと、ただこの特別委員会だけではどうも全貌が描きにくいましてござりますから、勢い抽象的なものになりますのでございますが、この点につきましては、ほかの特別委員会の進行とも関連いたしまして、さらに具体的な内容が与えられて来る点になりますわけでございまして、その意味からは一つの特別委員会の決議にすぎないという点でございます。どうか特に北岡先生からも御指摘の点につきましては、この人口問題審議会の方におきまして特に御審議いただきすればあわせだと思う

のでございます。

それから吉屋先生からただいま御指摘がございました点につきましては、これはもう一つの参考資料の中まとめて意見でございますが、この方の文章も適当に考慮することが必要だろうと思うのでございます。これらの点につきましても、これらの参考資料を基礎といたしまして審議会の方特に御審議をいただきたいと考えてある次第でございます。

○松岡委員 私も吉屋先生と今北岡さんの御意見に大体近いのござりますが、このうちに集められてある資料や反対論に対する駁論等につきましては、十分でなくともよくお集めいただいことがあるのでたいへんけつこうだと思ひます。これは人口対策の一冊としての家族計画が必要であるとなつてあるのござりますが、これを読んで感じましたことは、ただ文化的な生活を追求するというような理想主義の立場から家族計画を考えてある。その結果が適正なる人口政策と結果的に一致する、こういうことで、私の立場から言うならば、これはほなはだ悠長をねまることで、現状は決して

理想的状態ではない。はなはだ軽々しく断定するようですが、政府が人口政策審議会を設けるということ自体が、すでに今日の人口が過剰であるという事実に基いて、たゞその用をいかにしたらいいかと、いうことの具体的な政策を審議さうといふので、過剰であることを断定してあるかどうかしらぬが、少くとも過剰であるということに対する多大の疑いを持って審議会なるものをつけらめたことは事実だと思う。これは断定してもさしつかえないと思います。だから現状が理想的な状態ではなくて、人口が非常に過剰であるから、古屋先生が御指摘になりました通りに、これは放つては置けないと、いつことが薄く打出さるるの、なればならないので、とまたま人口制限に対しても猛烈な反対なんかもあるであろうということ、風当たりをいくらか少くして家族計画というようなやさしい言葉、家族計画が何が悪いか、こう申し得るようなところへのがれてやろつと思ひますことは、人口問題審議会として、はつきり国論の向うところを示すというような点からいたしますと、かえつて効果を著しく削減するのではないか、ですから、多少の摩擦は覚悟の上、国民の大多数は、古屋先生

の御指摘になつた通りもちゃくちやに産んであるんぢはちい、実は多喝されて困るけれども適当に調整する道を知らなかつたり、やつてみても時あつて失敗いたしました。先日下条先生がきのめて正直に述懐してあらわましたか、私自身も実はそういう失敗をしたことがあるのですが、そういうことは必要を感じない、無頼着な人もあり、必需要を感じてあらんでも失敗して困るてある。そこで無頼着な人はその必要を知らせることが必要でありますし、方法を教えることも必要であります。しかし人口をこのままにしてあいてはいかぬのだということをもう少し強く打出して行かないと、人口対策の一部として家族計画を考えるというくらいでは極足りない、効果がないと考えるのでございます。人口問題研究会としてあやりになることは、もとより同じ趣旨であるに相違ないのです。が、人口問題審議会には、もう少し強く打出すことが必要だというので、大体に古屋先生並びに北岡さんの御意見に私も賛成でございます。人口問題は戦争につながる問題だというほどに私は思つてゐるのです。

○福田委員

古屋さん北岡さん松岡さんから御意見がございましたが、私もあの方の

御意見に賛成でござりますが、またある意味では反対の気持もあります。と申しますのは、人口問題研究会で今日御研究の結果を提示していただきまして拝見したのですがありますか、今あつしあいましたお三方の御意見は一一二もつともで、私もその通りの考え方を持っておりますが、そして賛成なのでございますけれども、これは国民大衆を相手にしております仕事でござりますので、いろいろそこには順序段階等の顧慮が必要であろうと思いますので、私は元の個人的な傾向かもしれないませんけれども壁を塗りますように、まず下塗りを塗りまして、若干乾きましたときに中塗り、上塗りとやつた方が、物がよく固まり、すべりがいいという考え方を始終うたつてあります。今日のこの問題につきましても、今日拝見いたしましたものを下塗りといいたしまして、ちょうど本でござりますと、序論とか総論とかいつたような点を巧みに余すところなく適当におとりまとめて頬つてあるように思いますので、これを第一のステップといたしまして、私どもは全面的にこのままの形で了承を頂戴いたしまして、この上にヤニのステップ、ヤニのステップといたしまして今度はより具体的な、より重実

的な、また大衆に呼びかけるような「鼓舞鼓吹」といったような塗り線も一面にあります。出しまして、いろいろな決議なり刊行物の形でもつて、この運動を次々々々々に盛り上げて行く必要があると思います。一気に盛り上げることは、私は日本流の壁塗りのプリンシブルからいたしましてちよつと無理ではないか。その意味で今回のこれは第一のステップとして、ちょうど適切なように拜見いたしました。

○古屋専門委員　重ねて恐縮でございますが、私農村を三つばかり持つて指導して四年になります。茨城県の常磐炭礦、福島県の常磐炭礦に行ってあります。それから葛飾等の生活保護指導員に、一年以上毎月行って指導しておりますが、実際社会大衆の要求は、ここで學問をやつた学者の方々が観念の上であれこれ考えてあるようなものじやない。實際は、もつと切実な、切迫した氣持を持つておつて、もしろ家族計画はどういうものだというようなことよりも、どうすればこんなに困つてあるのが助けてもらえるんだ、という希望の方がどこに行つても大勢を占めてあるのであります。それで今まうように持つて行かなければ、これは觀念の進歩のようすものになつ

てしまう。ただ反対者はかりをこねがつて、あつちにもこつちにも障らぬが、しかしながら訴える力は非常に少いというようなものにする一ことに対しては、この研究会の案をあ取上げになつて審議会の案をあつくりになるとさによほどその点を御考慮願いたいと思うのであります。

それから各県の保健所において受胎調節の普及を行つてあることは御承知の通りであります。私の方も数日のうちに六十回目の講習会が始まるのであります。それらの指導者のだれの意見を聞いても、ただ従来の母体保護といつたようなことを言つてあつたのでは民衆がとりあわなくなつてしまつてある、非常に軽視する傾向すら現われてゐる。しかも墮胎も上手になつて来て死亡率がだんく少くなつて来てある。弊害もだんく減つて来つてあるから、何も墮胎をやつてもかまわぬじやないかというになつて、母体保護という言葉の魅力はほととどなく失つてしまつてある。そういうことについてはもこだわつてあるのは甘いということを民衆の方からおしろゆれくに訴えて来るような状況です。そこらを御観察願つて、今度審議会の案をつく

られるときには、もしろこちらの方に書かれてあるようなどこうを、もう少しかえて表  
く織り込んでいただきたいということを希望します。

○寺尾委員 実は私も委員長というものを承りましたて、ああいう大勢でもって議論し  
て最後の結論をつくりますと、どうしても非常に弱いものとなる。これは確かです。  
そのときはもつと突き込んだ議論が行われてありましたけれども、最後にはどうして  
も当らず障らずのようになつてしまふ。これは初めに人口問題研究会で昭和二十一年  
でしたか対策委員会をつくりまして、あのときの答申案も、あのとき行われた議論と  
は似てもつかぬ、何か骨を抜かれたようなものができたと痛感しておりますが、今委  
員長としてでなくて個人としての資格でちよつと申さしていただきますと、先ほどか  
ら承つてありますことは、実は私がひだ人考観であることと同じであります。家族  
計画というものは、さつきもうよつと申しましたが、これは現在その形で日本の産児  
調節が行われてあるとは私は考観でない。結局普通に行われてあるのは産児制限  
であつて、しかもその手段は、ここには受胎調節一本やりで行くようにと書いてあき

ましたけれども、現実においてそうではないことは皆こんなお説の通りです。たゞそれ  
を正直にそこまで記つてしまつていゝのかどうか、そこを反対されたのでは、そのさ  
きは一切だめになるだろうといふので、いわば一番無難な家族計画というものを取上  
げたわけです。実際には政府が人口縮少政策を取上げれば、全部にわたつての産児調節  
を適当にキエツフする。政府の力でそれを左右する以外に方法はないと思うのです。  
ですから結局は夫婦向の産児調節を促進する。それをどうすればいいかということに  
問題が帰着するわけで、そのためには一番無難な家庭計画という概念を持つて来てだけ  
であります。私自身の考え方からいいますと、何も文化的な意味での家族計画でなく  
ても、夫婦の間でもつて、とにかくこれじや困るからというので、いわば直つ分けら  
れたような形で調節したつて私はさしつかえないと思う。それに便宜を与え、その必  
要を政府が諮詢して行く。今のところはむしろそこのこところがほんとうのところじや  
ないかと思うのです。私自身は、古屋先生も御承知の通りもつと徹底したことを考え  
てありまして、今日行われてある人工妊娠中絶のことときも、外国の目から見ればはな

はだふとどきなものとされでありますけれども、日本ではあれが現在出生チエックの  
竹をしてある。このことを考へると、日本の場合には、それも取入れたような形の  
日本独特の、いわばこういった非常事態に即応した非常形態の家族計画があつていい  
い人じやないかといふのが私個人の始終述べてある考へであります、この向も、このこ  
とで古屋先生にしかられたことがあります、とだ委員会としますと、それではいかに  
も乱暴だ、こういうので、そのほかにもすいぶんいろいろ意味の相当突き込んだ意  
見が委員の間で出てありましたけれども、この最後の結論のところでは全部削られて  
しまつて、最大公約数的なものがここに残つたわけであります。無難といえば無難、  
そのかわり何も新味もないような結果になつてしまつたのであります。まことに私は  
残念には思つてありますけれども、委員会というものの性質上ある程度までは御了承  
願いたいと思うのであります。

○ 古屋専門委員 御努力は大いに感謝してるのであります。

○ 永井部会長 御参考までに私の所見を述べさせていただきたい。私はこの人口問題

研究会の審議の際に一委員として参加してあつたのであります。結局どうしてこうりう迫力の乏しい結論が出たかと申しますと、一體日本の過剰人口がどれくらいあるかどれくらいの人口が適当であるか、少くとも六千万とか五千万とかに圧縮しなければならぬというような前提があると強く行くのですが、ついそういうことをばっかり言いつ切れないという理由からだんく弱くなってしまう。しかし少くとも今までのような母体保護という見地ではいけない。むしろ各自の経済生活をもつと安定させの方に多くの力を入れて書いた方が存あよかつたと思うのでありますが、これは当時の研究会の審議に参加したときの私の感想でありますか、私の個人の意見はもつともつと徹底してある。しかもそれはここで申し上げる必要もございません。いかがでござりますようか、こらで何名かの方に起草委員を願つて、今日の皆さん方の御意向も大体わかりましたことありますから、そこにこの部会を移しまして、その起草委員会のところぞひとつ徹底した御意見をまとめていただく、そうしてこの部会にもう一ぺんかけて、ただちに総会の方の決議に移るようにしていきたいと思ひますがいかがでありますよ

うか。—— 起草委員になつていただく方を私に指名させていただくことをお許しを  
願えますか。

（拍手）

○ 永井部会長 それでは、これはいすゞ車互送をなさることでありますようが、松岡さ  
人に起草委員長を願うという御了解のもとに、寺尾さんと古屋さんと北岡さんのお三  
名にて起草の任に当つていただき、そのうちのどなたか原案をあつくりになるか、その  
ときの委員会の御希望もありましようが、私個人の希望を申せば、古屋さんに原案を  
つくつていただければたいへんいいと思ひます。

委員会は三回も開いていただきますれば、九月ごろには成案ができしまうから、そ  
のときに部会を開き、総会を開いて、世間に九月中には発表したいものだと考えてあ  
りますが、それでは御意見がございませんれば、そういうことにしておきたいと思ひます。  
それでは暑さもひどいことありますから今日はこれで終ります。

午後三時四十二分散会